

山梨県公報

第二百五十四号

令和四年

一月二十日

木曜日

目次

○廃川敷地等……………	一
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書の一部改正……………	一
公 告	
○落札者の決定について……………	一
○一般競争入札について……………	一
○公共測量の終了……………	一
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………	一
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	一

告示

山梨県告示第十号	
次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。	
令和四年一月二十日	
一 河川の名称 富士川水系 流川	山梨県知事 長 崎 幸太郎
二 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年一月二十日	
三 廃川敷地等の位置 甲府市堀之内町字鳥居七四一番地先	
四 廃川敷地等の種類及び数量 百三十・九四平方メートル	

山梨県告示第十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が

公 告

定める図書(平成二十一年山梨県告示第百八十四号)の一部を次のように改正し、令和四年二月二十日から施行する。
令和四年一月二十日
山梨県知事 長 崎 幸太郎
一を削り、二を一とし、三から九までを二から八までとする。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和四年一月二十日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務

- (一) 名称 認証印刷・スキャンシステム構築業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年十二月八日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 落札金額 一億六千九百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年十月二十八日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成さ

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年一月二十日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量 山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務 一式

2 役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター

二 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十

七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿における認定種目のうち、「清掃」に係る登録を受けている者であること。

5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に規定する事業について山梨県知事若しくは甲府市長の登録を受けている者であること。

6 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。

7 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、山梨県立あけぼの医療福祉センターからの連絡後二時間以内措置に着手できる者であること。

8 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行為がない者であること。

9 平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上、清掃面積三千平方メートル以上の医療機関の清掃業務委託契約を元請として締結し、当該契約に基づく業務を履行した実績を有する者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四六(三)に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法及び期間 この公告の日から令和四年二月十四日(月)までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

(一) 直接交付 県の休日(山梨県の休日を含め)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四六(三)に掲げる場所において直接交付する。

(二) メールによる交付 メールで入札説明書を請求するときは、件名に「清掃業務委託に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、四六(三)に掲げるメールアドレス宛てに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を入れること。

(三) 郵便による交付 郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「清掃業務委託に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用の郵便封筒(住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手(百四十円)をはった角形二号(A四判)の郵便封筒)及び名刺等の連絡先(住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等)が分かるものを同封して、四六(三)に掲げる場所まで郵送すること。なお、返

送に要する日数を考慮して請求すること。
3 事前連絡 入札説明書等の交付を希望する者は、事前に四六(三)に掲げる場所へ連絡すること。

4 入札参加資格確認申請書の提出方法 公告の日から令和四年二月十四日(月)までに、入札説明書に従い、提出すること。

5 入札参加資格審査結果の通知 入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

6 入札方法 提出は、入札当日に7に掲げる場所に直接持参するか、四六(三)に掲げる場所へ、令和四年二月二十八日(月)午後五時(必着)までに、入札説明書に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年三月一日(火) 午前十一時三十分

(二) 場所 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

8 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(三) 問合せ先 郵便番号四〇七-〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課

(電話〇五五-一〇二二-六一一一)

(メールアドレス akbn-iyoo@pref.yamanashi.jp)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Cleaning services for

Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center. 1 set

2 Date and time for tender: 11:30AM March 1, 2022

3 Bureau in charge: General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono

Medical Welfare Center 3251-1 Kamijouninamiwari Asahi-machi

Nirasaki Yamanashi 407-0046 Japan TEL 0551-22-6111

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路管理）
- 二 測量の地域 山梨県内の一部（直轄国道）
- 三 測量の期間 令和二年十月九日から令和三年十一月三十日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和四年一月二十日

- 一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合
 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月十四日から令和四年三月三十一日まで
- 三 施行地区 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日
- 六 変更認可の年月日 令和四年一月十四日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和四年一月二十日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

別表第一中

七七	南アルプス市小笠原四〇五番地先（市道と市道との十字路交差点）	久成寺北	平成五年二月二七日告示第六〇号
七七	削除		令和四年一月二〇日告示第二号

に、

一八三	南アルプス市下今井六七六番地二先（市道同士の十字路交差点）	鏡中條北	令和元年一〇月二四日告示第六八号
-----	-------------------------------	------	------------------

を

一八三	南アルプス市下今井六七六番地二先（市道同士の十字路交差点）	鏡中條北	令和元年一〇月二四日告示第六八号
一八四	南アルプス市桃園七五〇番地先（主要地方道南アルプス中央線と市道との十字路交差点）	桃園西	令和四年一月二〇日告示第二号

に、

一九九	甲斐市中下条一、三八六番地先（市道町屋南線と市道町屋寺前一号線との丁字路交差点）	寺前	平成一九年八月六日告示第七一号
-----	--	----	-----------------

を

一九九	削除		令和四年一月二〇日告示第二号
-----	----	--	----------------

に、

二二〇	葦崎市穂坂町長久保一番地一三先（県道島上条宮久保絵見堂線と農道との十字路交差点）	長久保	令和三年八月二三日告示第九四号
-----	--	-----	-----------------

を

二二〇	葦崎市穂坂町長久保一番地一三先（県道島上条宮久保絵見堂線と農道との十字路交差点）	長久保	令和三年八月二三日告示第九四号
二二二	甲斐市竜王三三八番地二先（市道同士の十字路交差点）	赤坂台総合公園西	令和四年一月二〇日告示第二号

に、

三六	南巨摩郡増穂町最勝寺一、二二四番地先（町道同士の十字路交差点）	最勝寺	平成二五年四月一八日 告示第四八号
----	---------------------------------	-----	----------------------

三六	削除		令和四年一月二〇日 告示第二号
----	----	--	--------------------

一五二	甲州市塩山上於曾一、二八四番地先（市道上於曾二〇号線と市道上於曾二二号線との十字路交差点）	仲町	平成一四年一月一九日 告示第七七号
-----	---	----	----------------------

一五二	削除		令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	----	--	--------------------

一八五	甲州市塩山赤尾二二四番地三先（国道四一一号と県道塩山停車場大菩薩嶺線との十字路交差点）	新赤尾橋西	令和二年一月三〇日 告示第六号
-----	---	-------	--------------------

一八五	甲州市塩山赤尾二二四番地三先（国道四一一号と県道塩山停車場大菩薩嶺線との十字路交差点）	新赤尾橋西	令和二年一月三〇日 告示第六号
-----	---	-------	--------------------

一八六	山梨市小原西八四三番地先（山梨市役所西側）	山梨市役所西	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	-----------------------	--------	--------------------

一八七	山梨市三ヶ所三三番地一先（市道同士の十字路交差点）	清白寺東	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	---------------------------	------	--------------------

一五四 富士吉田市小明見三、七七〇番 向原会館南 平成一七年一〇月二〇日

	地先（県道新田下吉田線と市道西丸尾四号線との十字路交差点）		告示第九六号
--	-------------------------------	--	--------

一五四	削除		令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	----	--	--------------------

七五	都留市上谷二丁目五番三〇号先（県道高畑谷村停車場線と市道谷村町駅前通り線と市道上谷家中川通り線との十字路交差点）	城南公園前	平成一三年一月二七日 告示第五五号
----	--	-------	----------------------

七五	削除		令和四年一月二〇日 告示第二号
----	----	--	--------------------

九六	都留市下谷二、八四五番地先（県道高畑谷村停車場線と市道との丁字路交差点）	羽根子入口	令和二年四月三〇日 告示第三八号
----	--------------------------------------	-------	---------------------

九六	都留市下谷二、八四五番地先（県道高畑谷村停車場線と市道との丁字路交差点）	羽根子入口	令和二年四月三〇日 告示第三八号
----	--------------------------------------	-------	---------------------

九七	南都留郡西桂町倉見六五一番地先（県道富士吉田西桂線と町道との十字路交差点）	白山神社前	令和四年一月二〇日 告示第二号
----	---------------------------------------	-------	--------------------

二九	上野原市上野原五六一番地先（市道南裏線と市道新町関山島田線との十字路交差点）	牛倉神社東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
----	--	-------	----------------------

二九	削除		令和四年一月二〇日 告示第二号
----	----	--	--------------------

に改める。
別表第五の一〇の項を次のように改める。

一〇	市道	甲府市相生二丁目七番一先(市道同士の十字路交差点)	北進する車両(原付・軽自動車除く)	終日	甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
----	----	---------------------------	-------------------	----	----	--------------------

別表第五の一の項を次のように改める。

一一	削除		甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
----	----	--	----	--------------------

別表第五の五一四の項に次のように加える。

五一五	主要地 方道 吹笛線	甲府市湯田二丁目一五番六号先(湯田小西南交差点)	東進する車両(原付・軽自動車除く)	終日	南甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	------------------	--------------------------	-------------------	----	-----	--------------------

別表第六の八三八の項に次のように加える。

八三九	市道	甲府市相生二丁目二番一先(市道同士の十字路交差点)	南進する車両(原付・軽自動車除く)	終日	甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
八四〇	主要地 方道 吹笛線	甲府市湯田二丁目一四番八号先(湯田小西南交差点)	西進する車両(原付・軽自動車除く)	終日	南甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
八四一	市道	山梨市上神内川二九四番地一先(市道同)	北進する車両	七時から九時	日下部	令和四年一月二〇日

	士の丁字路交差点)	(自転車除く)	まで(日曜、休日を除く)	告示第二号
--	-----------	---------	--------------	-------

別表第七の一五の項に次のように加える。

一一六	市道	山梨市上神内川二七六番一先(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(自転車除く)	七時から九時まで(日曜、休日を除く)	日下部	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	----	----------------------------	---------------	--------------------	-----	--------------------

別表第十の三六五の項を次のように改める。

三六五	主要地 方道 吹笛線	甲府市伊勢二丁目一五番七号先(伊勢小学校東入口交差点)		四	南甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	------------------	-----------------------------	--	---	-----	--------------------

別表第十の四二八の項を次のように改める。

四二八	主要地 方道 吹笛線	甲府市右左口町四、〇七三番地一先		一	南甲府	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	------------------	------------------	--	---	-----	--------------------

別表第十の五六五の項を次のように改める。

五六五	主要地 方道 吹笛線	南アルプス市桃園七五〇番地先		四	南アルプス	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	------------------	----------------	--	---	-------	--------------------

別表第十の八二七の項を次のように改める。

八二七	削除				鵜沢	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	----	--	--	--	----	--------------------

別表第十の一、七四六の項を次のように改める。

一、七四六	国道一 三七号	富士吉田市新倉二、六六〇番地 四先(新倉交差点)	四	富士 吉田	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-------	------------	-----------------------------	---	----------	------------------------

別表第十の五、六四五の項の次に次のように加える。

五、六四六	県道富 士吉田 西桂線	富士吉田市上暮地一丁目二七番 六号先	一	富士 吉田	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-------	-------------------	-----------------------	---	----------	------------------------

別表第十六の六九八の項を次のように改める。

六九八	削除		鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-----	----	--	----	------------------------

別表第十六の七〇一の項を次のように改める。

七〇一	削除		鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-----	----	--	----	------------------------

別表第十六の一、四三二の項を次のように改める。

一、四三二	市道	都留市上谷一丁目四番六号先(県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・東進車両)	大月	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-------	----	---	----	------------------------

別表第十六の一、九四七の項を次のように改める。

一、九四七	削除		南アル プス	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-------	----	--	-----------	------------------------

別表第十六の一、九四八の項を次のように改める。

一、九四八	削除		南アル プス	令和四年一月二 〇日 告示第二号
-------	----	--	-----------	------------------------

別表第十六の一、七五三の項を次のように改める。

一一、七五三	削除		日下部	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	--	-----	------------------------

				〇日 告示第二号
--	--	--	--	-------------

別表第十六の一、八九六の項を次のように改める。

一一、八九六	削除		鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	--	----	------------------------

別表第十六の一、〇六九の項を次のように改める。

一一、〇六九	削除		日下部	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	--	-----	------------------------

別表第十六の一、〇八三の項を次のように加える。

一一、〇八四	市道	南アルプス市小笠原四〇五番地 先(市道同士の十字路交差点・ 北進車両)	南アル プス	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	-----------	------------------------

一一、〇八五	市道	南アルプス市小笠原三一七番地 先(市道同士の十字路交差点・ 南進車両)	南アル プス	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	-----------	------------------------

一一、〇八六	市道	甲斐市中下条一、三八六番地先 (市道同士の丁字路交差点・南 進車両)	甲斐	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	--	----	------------------------

一一、〇八七	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、〇 六七番地先(町道同士の丁字路 交差点・北進車両)	鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	----	------------------------

一一、〇八八	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺八四二 番地一先(町道同士の十字路交 差点・東進車両)	鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	--	----	------------------------

一一、〇八九	町道	南巨摩郡富士川町最勝寺一、二 二四番地一四先(町道同士の十 字路交差点・西進車両)	鰍沢	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	----	------------------------

一一、〇九〇	市道	甲州市塩山上於曾一、三六五番 地二先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)	日下部	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	-----	------------------------

一一、〇九一	市道	甲州市塩山上於曾一、二六〇番 地三先(市道同士の十字路交差 点・東進車両)	日下部	令和四年一月二 〇日 告示第二号
--------	----	---	-----	------------------------

一一、〇九二	市道	富士吉田市向原三丁目一番一〇号先(県道新田下吉田線と市道との十字路交差点・北進車両)	富士吉田	令和四年一月二〇日 告示第二号
一一、〇九三	市道	富士吉田市向原二丁目一番一〇号先(県道新田下吉田線と市道との十字路交差点・南進車両)	富士吉田	令和四年一月二〇日 告示第二号
一一、〇九四	市道	都留市上谷二丁目五番三号先(県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・西進車両)	大月	令和四年一月二〇日 告示第二号
一一、〇九五	市道	上野原市上野原五六三番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	上野原	令和四年一月二〇日 告示第二号
一一、〇九六	市道	上野原市上野原五六一番地先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	上野原	令和四年一月二〇日 告示第二号

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番